

第3回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月7日(木) 午後3時04分

2 開催場所 大原庁舎 3階 302会議室

3 出席委員(12名)

2番 麻生 等	3番 吉田 良和	4番 高橋 奈緒美
5番 吉清 哲司	6番 鳥山 喜六	7番 岩瀬 俊哉
8番 菰田 賢	9番 松崎 秋夫	10番 福山 博久
11番 吉野 一夫	12番 吉野 一義	13番 中村 好男

4 欠席委員(1名)

1番 織本 幸一

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地判断について

議案第6号 令和6年度第12次農用地利用集積計画(案)について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第8号 令和7年度標準農作業賃金及び機械による標準農作業料金(案)について

その他

(開会 午後3時04分)

事務局 定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、令和7年第3回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は9つ予定しておりましたが、議案第9号 意見聴取につきましては、本日の議案から削除させていただきます。

削除理由につきましては、その他の時にご説明させていただきます。

それでは、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、1番 織本委員 1名であり、出席委員数は委員総数13名中12名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、麻生副会長よりご挨拶を申し上げます。

副会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第2条の規定並びにいすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、麻生副会長に議長をお願いいたします。

麻生副会長 それでは審議に入る前に、議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号5番、吉清委員、議席番号10番、福山委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、農業経営規模縮小ためです。

譲受人理由は、所有農地に隣接し、耕作に便利のためです。季節野菜を計画しています。

申請土地、大野字坂ノ上 地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。今回申請土地を隣接する自己所有農地を同じ高さまで埋め立てて畑として使用することの事です。

番号2、譲渡人理由は、離農のためです。

譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。水稻を計画しております。

申請土地、作田字飯倉 地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は2です。譲受人の住民登録は県外となっておりますが、もともと市内の出身であり、農機具等の協力をいただける親戚がおり、年間従事日数分の居所なる場所も確保できております。

番号3、譲渡人理由は、離農のためです。

譲受人理由は農業経営規模拡大ためです。水稻を計画しています。

申請土地、作田字和田 地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は2です。

譲受人は法人であり、農地所有適格法人の要件を満たしております。

番号4、譲渡人理由は、耕作出来ないためです。

譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。季節野菜を計画しています。

申請土地、大原字上堰根 地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は3です。

番号5、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないためです。

譲受人理由は所有地に隣接し、耕作に便利のためです。水稻を計画しています。

申請土地、長志字三嶋下 地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は4です。

番号6、譲渡人理由は、高齢のため耕作が出来ないためです。

譲受人理由は自作地に近く管理がしやすいためです。季節野菜・梅を計画しています。申請土地、下布施字北郷戸 地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は4です。

番号7、譲渡人理由は、相続により取得したが、耕作出来ないためです。

譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利のためです。ほうれん草・じゃがいも・なす等の季節野菜を計画しています。申請土地、岬町中原字北吉附 地目、畑、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は5です。

番号8、譲渡人理由は、耕作出来ないためです。

譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。季節野菜を計画しています。申請土地、岬町和泉字新堰 地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は6です。

番号9、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないためです。

譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。露地での花苗生産を計画しています。

申請土地、岬町桑田字下桑田前 地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は7です。

番号10、譲渡人理由は、農業経営規模縮小のためです。

譲受人理由は、自作地に隣接しており、管理しやすいためです。槇等植木の苗木を計画しています。申請土地、岬町市野々字永田 地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は8です。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番、高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高橋委員 はい。4番、高橋です。番号1番は、譲受人が既に栽培しているため特に問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 番号2及び番号3について、私が現地確認しており、特に問題はありません。

議長 番号4について、12番、吉野一義委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 12番 吉野です。現状何も作っていませんが、今後野菜を作るとのことですので、問題はないと思います。

議長 番号5について、7番、岩瀬委員の補足説明をお願いいたします。

岩瀬委員 7番 岩瀬です。2年前から保全管理されており、耕作することは問題

ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 番号6について、11番、吉野一夫委員の補足説明をお願いいたします。

吉 野 委 員 11番 吉野です。譲受人の目の前の土地で、日当たりもよく水はけもよく、何ら問題のないと思いますのでよろしく申し上げます。

議 長 番号7及び番号8について、3番、吉田委員の補足説明をお願いいたします。

吉 田 委 員 3番 吉田です。番号7の畑については、以前から難儀をしながら耕作されていたようですが、作っていただければよいと思います。

番号8については、田なのかと思うような現状ではありますが、所有者が変わり、別の作物を耕作されるのであればよいと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 番号9及び番号10について、13番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中 村 委 員 13番 中村です。番号9ですが、譲受人のハウスが隣接しており、雑木は生えているものの、伐採すればすぐに使用することは可能であると思います。

番号10は、仮受人は造園業を営んでおり、所有土地のとなりで、使用するにも都合がよいとのことで問題ないと思います。

議 長 担当委員の補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

番号1、本件土地は、日在西側北の畑〇〇〇〇㎡で家電量販店の東側に位置します。図面番号9です。

申請地は、令和7年第1回総会でご審議いただき、許可相当の議決を得た土地の残地部分であり、土地改良事業完了農地であることから第1種農地に該当し、原則として転用は許可できませんが、転用目的がコミュニティー施設用の駐車場で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものと考えます。

申請人は申請地隣接の道場（コミュニティー施設）の駐車場が不足していることから、申請地を普通車6台分の駐車場へ転用する計画です。用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。全体の所要資金は、〇〇〇〇円で借入金にて賄います。

以上説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、5番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉 清 委 員 5番 吉清です。前回総会で審議された土地の隣接地で、コミュニティー施設の駐車場として使用するもので、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について説明いたします。

番号1、本件土地は、日在横宿北東の畑〇〇〇〇㎡で、日在観音堂の西

側に位置します。図面番号10です。

当初計画内容、専用住宅（〇〇㎡）。当初許可年月日、昭和62年12月17日許可。

変更理由、家を建てる計画で土地を取得したが、バブル崩壊後の景気の悪化により家を建てる資金が無くなり、建築を断念した。

承継計画は専用住宅（〇〇㎡）です。本申請と同時に農地法第5条の許可申請がなされております。議案第4号番号4です。

申請地は、土地改良事業完了農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、承継計画の転用目的が住宅で、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものと考えます。

承継者である譲受人は東京で自動車関係の会社を経営しておりますが、還暦を過ぎて、事業を子に譲り、田舎暮らしを始めるにあたり、自己住宅を建築する計画です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後前面の市道側溝へ放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて賄います。

他法令の関係は道路法について建設課に道路占用許可申請予定です。

以上で説明をおわります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、5番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 5番 吉清です。事務局の説明のとおりで、すでに許可済みの土地で宅地化されており、所有権移転がされましたことでの申請となりますので、何ら問題はありません。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号ですが、説明の前に議案の訂正箇所がございます。

番号2及び番号3の大原嶋越ですが、「しま」の字が「山へんに鳥」ではなく、「半島」の「とう」の字へ訂正をお願い申し上げます。

それでは、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、本件土地は、苅谷上折橋の田〇〇〇〇㎡で広域消防夷隅分署の東側に位置します。図面番号11です。

申請地は10ヘクタール以上の一団の広がり内にある農地であることから、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設であることから例外的に許可できるものであると考えます。

転用目的は倉庫（〇〇㎡）、駐車場（〇〇㎡）、カーポート（〇〇㎡）です。

譲受人は申請地の向かいの家で生活しておりますが、近くにある老朽化した実家の取り壊しによる家財の保管場所が必要となったため、申請地を取得し、倉庫を建築します。また、近くに農地を所有しており、その農地を耕作するための農機具を保管するためのカーポートを設置するほか、来客用の駐車場を整備します。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

番号2及び番号3は同一案件のため、一括で説明いたします。

本件土地は大原嶋越の田〇〇〇〇㎡でドラッグストアの北側に位置します。図面番号12です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地であると考えます。

借主は、太陽光発電事業者で、いすみ市内で数か所の発電施設の設置実

績があります。

転用用途は太陽光発電施設です。太陽光パネルを設置し、発電出力は〇〇k wを計画しています。周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図ります。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、賃借権設定です。

全体の所要資金は、〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、関東経済産業局の事業変更認定済です。また、いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に関する手続きを環境保全課にて進めております。

番号4は、議案第3号番号1と同一案件のため、説明を省略いたします。

番号5、本件土地は岬町榎沢轟の田〇〇〇〇㎡で、譲受人の太東作業所の南側に位置します。図面番号13です。

申請地は、10ヘクタール以上の一団の広がり内にある農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、土石等の資源の採取に関する事業用地であることから、例外的に許可できるものと考えます。

譲受人は天然ガスの採取を行う法人であり、申請地を取得し、深さ約1,500mの生産井を掘削します。井戸の上部はコンクリートの基礎に坑口装置を設置し、囲いにて周囲を保護する予定です。坑井から産出される天然ガスとかん水は既存の生産基地まで配管にて送水します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で、自己資金にて賄います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、6番、鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥山委員 6番 鳥山です。細い道路の北側の土地で、譲受人の自宅前であり、周辺の土地所有者の理解も得られており、問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長 続きまして、番号2及び番号3について、12番、吉野一義委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 12番 吉野です。現況土地は田ですが、耕作されておらず、太陽光パネルが設置されることに問題はなく、耕作放棄地が少なくなりよいと思います。

よろしくをお願いします。

議長 続きまして、番号4について、5番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 5番 吉清です。議案第3号で補足説明したとおりであるため、説明は省略させていただきます。

議長 続きまして、番号5について、13番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 13番 中村です。本土地は天然ガスの採取を行うため掘削しますが、周辺田に迷惑はかからないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号ですが、説明の前に議案の訂正箇所がございます。

番号1の現況地目を田から原野に訂正をお願い申し上げます。

それでは、議案第5号非農地判断について、説明いたします。

お手元に補足資料、非農地申出写真を配布しましたので、議案と併せてご参照ください。

番号1、申請土地、岬町中原潮入、地目、田、〇〇〇〇㎡です。

図面番号14番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。3月4日に、麻生副会長、吉田委員、久我推進委員、農業委員会事務局2名により現地確認を実施しております。現況は、お手元配布資料右肩1～2番の写真の状態であり原野化しております。非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を原野に変更いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、3番、吉田委員お願いいたします。

吉 田 委 員 3番 吉田です。周辺の水田は機能しておりますが、申請地は筆数も3筆あり耕作しづらい形状の土地で、20年以上は耕作されていないことから、概ね非農地としての判断は妥当だと思います。

よろしくご審議お願いします。

吉 清 委 員 図面を見ても分かるとおり、周辺の水田は耕作されており、原野化しているとはいえ、大型機械を使用すれば農地に復元することは容易にできるものと考えます。農業員委員会としての立場としては、農地を守ることが大事なことであることから、非農地と判断することは難しいと思います。

今後、同様な土地が出てきた場合、混乱を招く恐れがあると思います。

以上です。

議 長 私からの補足説明ですが、事務局と現地確認しましたが、申請地周辺の条件が近いような水田で非農地判断された土地もあります。

また、現地は大雨が降ると、一面が冠水してしまい、水田としての利用することは難しいと思いました。

鳥 山 委 員 農地法関係事務指針の中に、判例が出ているのですが、今回は農地として該当しないということでよろしいですか。

事 務 局 申請土地ですが、推進委員さんに毎年夏に実施する遊休農地調査において、何年も前から遊休農地であるとの調査報告がされております。

地元推進委員さんも見た目は農地として見られるとのことですが、機能性を考慮すると、非農地としての判断は妥当ではないかとのことでした。

鳥 山 委 員 市内には同様な土地はたくさんあると思いますが、今後は非農地として

判断してよろしいのですね。

事務局 全てが今回と同じケースではないと思いますが、現地を確認したうえでの判断となります。

鳥山委員 その様な判断基準であると、公平性に欠けるということはありませんか。

事務局 非農地判断につきましては、農地利用意向調査等を踏まえて、公平性を期すように過去も実施してきました。

吉野委員 12番吉野です。申請地は、土地改良事業がされた土地ではないのですか。

事務局 土地改良区内でも、耕作機能が著しく低い土地であれば、非農地判断されることもあります。

吉野委員 私の地元の土地改良事区にも同様な土地はたくさんあり、これを認めてしまうと土地改良区は機能しなくなってしまう。

事務局 非農地判断は過去にも賛否があったとは思いますが、確かに判断基準については不明確であったと考えておりますので、委員さんと事務局とで研修会等を開催し、意志統一を図っていきたいと思っております。

吉清委員 非農地判断された場合、土地改良区との兼ね合いが出てくると思いますがどうですか。

事務局 関係機関への影響はあるとは思いますが、今のところ非農地判断したことで、トラブルにはなっておりませんが、そういう懸念はあると考えます。

鳥山委員 事務局として過去に審議された同様な事例は非農地と判断していたということですか。

事務局 今年度につきましては、同様な判断をしてきております。

今後は、非農地判断につきましては、委員の皆さんと意思統一できるようになることが、重要であると考えております。

議長 その他にご意見ある方はおりますか。

吉野委員 土地改良区では農地であれば、賦課金を徴収することができるが、非農地とされてしまうと、説明ができずに賦課金を徴収することができなくなり、運営ができなくなりますので、慎重に判断すべきでは。

事務局 吉野委員さんの仰ることは理解できますので、判断基準等の意思統一ができるようにしていきたいと考えます。

吉 田 委 員 議案を否決することは可能ですか。

事 務 局 申請があった場合、事務局としては拒むことはできないため、総会で承認いただくようになっております。結審できない場合は、来月の総会に持ち越すというやり方もありますが、委員さんにご検討いただければと思います。

吉 清 委 員 農地は管理する努力をすれば、非農地にはならないと思います。

高 橋 委 員 申請者が非農地にしてもらいたいとの希望もあると思いますが、管理できないのであれば、やってくれる人を紹介するなど農業委員会で対応するというのでよろしいのではないですか。

岩 瀬 委 員 委員の皆さんから色々な意見が出ていますけれども、私も水田を耕作しておりますが、写真で見るよりかなり耕作しづらいのではと思います。先ほど事務局から案件保留と提案がありましたが、みんなで現地確認して来月結審するというのはいかがでしょうか。

議 長 議案第5号については、保留ということでいかがでしょうか。

ご賛同いただける委員は、挙手願います。

挙手全員でございます。

議案第5号については、処分保留といたします。

続きまして、議案第6号、令和6年度第12次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号、令和6年度第12次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和7年2月20日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は18ページに記載させて頂いております。

賃借権21件、貸付者18名、借受者1名、田、97,643㎡ 畑、1,284㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 それでは質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

新規設定で、賃借権10件、貸付者10名、借受者4名、田、16,114㎡。畑、1,586㎡。再設定で、賃借権2件、貸付者3名、借受者2名、田、7,040㎡となります。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号 令和7年度標準農作業賃金及び機械による標準農作業料金（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号、令和7年度標準農作業賃金及び機械による標準農作業料金（案）について説明いたします。

標準農作業賃金及び料金につきましては、例年、この時期に農業委員会総会に諮り決定したものを、次年度の目安として広報いすみ4月号及び市ホームページに掲載し、情報提供しているものです。

参考資料として、令和7年度の各市町の動向を確認した資料をお手元に配布させて頂いております。

各市町とも、この金額にて総会に上程し、審議して頂く予定とのことであります。

いすみ市の令和7年度標準農作業賃金及び料金につきましては、一般農作業、前年より400円上げて、9,000円この金額は夷隅郡市農業委員会連合会職員協議会情報交換会において、夷隅地域と安房地域は同額にするとの意見で設定したものです。トラクター、据え置いて 7,500円、田植機、据え置いて、8,400円、コンバイン、据え置いて、19,300円、乾燥調製、100円上げて、3,400円、畦塗は据え置いて、50円とする提案をさせていただきましたが、あくまで事務局案でございますので、委員の皆様からの忌憚のないご意見をお聞かせいただき、千葉県及び近隣市町との整合性を図り料金を設定する次第です。また、説明させていただきました料金は、千葉県農業会議が設定した令和7年度の地域別農作業（手作業）標準料金、水田機械作業による標準料金を参考としております。なお、育苗は農協販売価格に合わせております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

松崎委員 千葉県の水準といすみ市の水準の比較ですが、作業によっては県のほうが高かったりしている理由は何かありますか。

事務局 長生郡市や安房郡市と比較して安価である作業賃金については、近づけ

ようという意見が郡市内で話し合いました。できれば、千葉県の基準に合わせることで統一が図れることが望ましいと考えますが、急激な賃金形態の変化があった場合に問題が生じてはいけませんので、皆さんに意見をいただきながらいすみ市の単価として示させていただければと思います。

議長　それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますか。

事務局　その他、農地の転用事実に関する照会に対する回答について、報告いたします。

今回は2月28日までに回答済の12件について、議案書21ページから22ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長　他に何かありますでしょうか。

事務局　議長　議案第9号　意見聴取についての取り下げ理由をご説明いたします。

地域計画を策定するためには関係機関への意見聴取が義務付けられており、農業委員会も同様に意見聴取が求められますが、今総会までに主管課である農林課から意見聴取が整わないとのことでありましたので、削除させていただくこととなりました。

また、農林課からは3月13日（木）に、意見聴取の準備が整うとのことでありますので、委員の皆様には大変恐縮ではございますが、農業委員会臨時総会を同日の午後2時から大原庁舎303会議室において開催させていただき、意見聴取をいただきたいと存じますので、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

議長　その他ありますか。

無いようでありますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上持ちまして令和7年第3回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせて

いただきます。

慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後4時18分)

議事録署名人

議長

5 番委員

1 0 番委員